

食品に関するリスクコミュニケーション（秋田）

日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会

平成16年12月10日(金) 13:29~16:10

アルヴェ

主催：食品安全委員会

午後1時29分 開会

(1) 開会

司会(西郷) 時間も参りましたので、始めさせていただきます。

皆様こんにちは。本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、「食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会 -」を始めさせていただきます。

私は、きょうの司会進行を務めさせていただきます内閣府食品安全委員会事務局の西郷と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、お配りいたしました資料の確認だけさせていただきますと思います。青い封筒の中に「配布資料一覧」という紙がございます。「議事次第」が1枚、資料1、2、3と四角く囲んだ、きょうのご説明でスライドが映されるんですけども、その打ち出しでございます。後ろの方、スライドが見にくいところがございましたら、紙の方を見ていただければと思います。資料1が食品安全委員会からのもの、資料2が厚生労働省、資料3が農林水産省の資料でございます。

参考資料でございますが、参考1が平成16年10月15日付の厚生労働大臣、農林水産大臣から食品安全委員会の委員長あての「食品健康影響評価について」。これも、役所の文書丸ごとで恐縮でございますが、これがいわゆる諮問書といわれているものでございます。BSEの国内対策をこう変えたらどうだろうかという両省からの諮問の文書でございます。

参考2が、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について - 中間とりまとめ -」。これが、ことしの9月に食品安全委員会が取りまとめた、いわゆる「中間とりまとめ」といわれるものの全文でございます。

参考3、これは最近のプリオン専門調査会の議論の概要。食品安全委員会では、10月15日に諮問をいただいてから、既にプリオン専門調査会、プリオン専門調査会と申しますのはBSE専門家の先生方に議論していただく会合でございますが、そこで何回か議論を行っております。その概要を裏表でつけてございます。

参考4ですが、これはBSEについてよくある質問等について。こういうところでもよくいただくご質問につきまして、簡単にまとめたものでございます。

次に、「ご意見・ご質問」というのがあるかと存じます。日ごろBSEあるいはBSE対策について疑問に感じておられたり、あるいはこんな意見があるということがあればお書きいただいて、休憩のときに受付に出していただければ、後の意見交換のときの参考にさ

せていただきたいと思います。もちろん、意見交換のときには、手を挙げてご発言いただいても結構でございます。

次が、「ご参加いただいた皆様へ」ということでアンケートを入れてございます。これにつきましては、お帰りまでにご記入いただいて、受付に置いていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、食品安全委員会の小さいリーフレットでございます。食品安全委員会の仕事を書いたものでございます。

次に、「食品安全」、「特別号」書いてあるのがございますけれども、参考2でお渡ししております「中間とりまとめ」が非常に難解だ、難しくてわからぬというおしかりを大分受けました。それで、わかりやすくということを旨といたしまして、食品安全委員会で作ったものでございます。これもご参考でございます。

次に、「食の安全・安心トピックス」という紙が1枚入っているかと存じます。これは農林水産省にやっていたいでございますが、毎日電子メールでいろんな情報がやってくるというものでございます。ご登録いただくと、こういった意見交換会がどこであるかというお知らせとか、あるいは政府がこういうことを決めたとか決めたいと思っっているというプレスリリースでございますとか、そういったものが即時、毎日やってくるものでございます。もちろん無料でございますので、もしご関心のある方はご登録いただければと存じます。

最後に、「食生活指針について」という小さな紙が入ってございます。これは、健康で文化的な食生活を送るための10箇条といったものでございます。これも参考でございます。

なお、「配布資料一覧」に「加工食品の原料原産地表示」というパンフレットを入れることになっているとございますけれども、本日ちょっと間に合いませんので、入っておりません。もしご関心がある向きには、農林水産省にお問い合わせいただければと思います。

資料は以上でございますが、何か不足があれば、係にいただければと存じます。

それでは、「議事次第」をごらんいただけますでしょうか。本日は、食品安全委員会から「中間とりまとめ」関係の説明、厚生労働省、農林水産省から諮問の考え方につきましての説明をした後、若干休憩をいただいた後に意見交換ということで進めていきたいと思っております。

会場の都合等がございまして、4時までということで進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、食品安全委員会事務局の齊藤登局長から開会のごあいさつをいたします。

齊藤事務局長 皆さん、こんにちは。食品安全委員会事務局の齊藤でございます。

本日は、「食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会 - 」を開催いたしましたところ、たくさんの方にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。会場の都合で多少窮屈であろうかと思いますが、その点は何とぞお許しをいただければと思っております。

食品安全委員会は、昨年、平成 15 年 7 月に政府の組織改革の一環ということで、食品の安全に関する評価を専門に行う機関として設立されたわけでございます。従来は、厚生労働省、農林水産省が食品の安全性の評価、リスク評価とリスク管理というわけですが、評価と管理を一元的に行ってきたわけでございます。そのことについて、BSEの問題が生じたときに、評価と管理を同じ官庁で行うのは問題が多いのではないかということから、リスク評価とリスク管理、評価と管理の機関を分離するというで設立された機関であるわけでありまして。

そういうわけで、食品安全委員会の設立には、BSEの問題が非常に深くかかわっております。現在の食品安全委員会の仕事の中でも、BSEに関する仕事は非常に大きなウエートを占めておるといふ現状なわけでございます。

そういう形で、BSEがきっかけとなって設立された機関でもございますので、BSE問題については昨年 7 月、組織の発足以降できるだけ早くということで、8 月には幾つもある専門調査会の中で、プリオン専門調査会、BSEの問題を扱うことになる専門調査会ですけれども、これの第 1 回の会合を行いまして、BSE全般についていろいろ議論をしていくことを決め、その後、関係の専門家の意見を聞き、またその調査などを行い、我が国のBSE対策につきましての全体的な評価を行ってきたわけでございます。

その結果、「中間とりまとめ」という形で、本年夏になりまして、今まで過去 3 年間のBSE対策がどのようなものであってどういう反省点というか、今後についてどういう取り組みをしていくべきかということも含めた形で、プリオン専門調査会で中間とりまとめを行い、9 月 9 日の食品安全委員会で内容を了承した、そういう経緯がございます。

この「中間とりまとめ」をもとに、管理官庁であります厚生労働省、農林水産省の方では、今後の対策を見直すということで改めて諮問をいただいております。その諮問をいただいた内容につきましては、またプリオン専門調査会の方で 10 月 26 日から

既に3回行っております。一番最近は今週の月曜日、12月6日にプリオン専門調査会を行いまして、諮問の内容について各省からのご説明を受けたり、追加の資料をお願いしたり、また中での議論の方向その他について、3回にわたって議論をしてきておるところでございます。

そういうわけで、BSEの問題は非常に大きな問題でもある。また、食品のリスク管理の問題として非常に大きいわけですが、リスク評価を行う私どもとしても、管理措置についての諮問があれば当然それを評価する、そういうことになるわけでございます。あわせて、食品安全行政の中で、全体としてはリスクアナリシス、リスク分析ということで総括するわけですが、その中には評価と管理と合わせてリスクコミュニケーションというのが非常に重要な柱であるということで、この「中間とりまとめ」の内容について皆さん方に十分内容をご理解いただくとともに、今後の対策に対するご意見を承るということで、全国各地でこのような形でリスクコミュニケーションの機会を持っておりましてございます。

本日は限られた時間、先ほど司会の方から申し上げましたけれども、2時間半程度ではございますが、私どもの専門家であります見上委員から評価の内容につきご説明をするとともに、各官庁の方からは諮問の考え方その他につきましてご説明を行うとともに、皆様方と意見交換をさせていただきたい、このように考えております。よろしくお願いいたします。

本日はお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

司会 ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について - 中間とりまとめ - 」などにつきまして、食品安全委員会の見上 彪委員からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(2) 講演

・プリオン専門調査会における調査審議の経緯及び
「日本における牛海綿状脳症 (B S E) 対策について
- 中間とりまとめ - 」などについて

食品安全委員会委員

見上 彪

(パワーポイント1)

ただいまご紹介にあずかりました見上です。先ほど事務局長の方からご案内ありましたように、「中間とりまとめ」というものがことしの9月に生まれて、その内容についてお話し申し上げます。

先ほど司会の方からのご案内ありましたけれども、参考2が「中間とりまとめ」の全文です。全文は非常にわかりにくいということで、これも先ほど紹介がありましたけれども、このピンク色のものでわかりやすく書いているということです。

(パワーポイント2)

もう一つ、今事務局長が話しましたけれども、我々食品安全委員会というのは昨年7月1日に発足して、食べ物すべてに関して安全性を評価するリスク評価機関として、いろいろなものをやっています。もちろん添加物、農薬、ありとあらゆるものです。そういう評価をする機関でございます。事BSEに関しましては、ここにBSEの発生頭数その他いろいろ書いていますけれども、それが、これからご説明申し上げる「中間とりまとめ」の内容の一部です。そういう内容が9月6日のプリオン専門調査会でまとめられ、我々の本委員会の方に上がってきまして、9月9日ですか、本委員会で承認されたというものでございます。

それで、それを農林水産省並びに厚生労働省の方に評価を答申しまして、それをベースに、その評価に基づいてと畜場のBSE検査の月齢を変えるとか、SRM、これは特定危険部位といひまして、後ほど詳しくご説明しますけれども、その除去焼却と、農林水産省は飼料の規制などなどいろんなことを、今度は我々の方に、農林水産省、厚生労働省はこういう考えだよという諮問が来ました。それに対して、10月、もう既に3回プリオン専門調査会をやって、それを早く農林水産省、厚生労働省にお返しするという位置づけで

ざいます。

それと同時に、そういう内容をきょうここでやっているようにリスクコミュニケーションで、説明していて、今全国 50 カ所ぐらい回る予定で、ほぼ半分は過ぎたという状況でございます。

(パワーポイント3)

これはもう今お話ししましたけれども、昨年8月、第1回プリオン専門調査会において、日本のBSE問題全般等について論議しようということで、ずっとやって、14回のときに「中間とりまとめ」がまとまって、それが先ほどお話ししました我々の委員会で承認されたという過去のいきさつがございます。

いきさつをお話ししたのは、後ほどまたお話しすることになると思うんですけども、昨年12月24日でしたか、アメリカにBSEが発生しまして、日本国政府が米国産牛肉をストップしたわけです。それ以来、アメリカの肉は入っていないんです。それと、我々が「中間とりまとめ」という長いステップで決めたことが、たまたま時期的に一致しちゃったもので、アメリカのためにやっているんじゃないかという質問がどこでもされるわけですけども、事実と違いまして、我々の方が早くスタートしてやっていたんですけども、そういう問題が起きたということでございます。

(パワーポイント4)

「中間とりまとめ」の取り扱いなんですけれども、今お話ししたとおりのことです。それと同時に、重要な点は、先ほど事務局長もおっしゃいましたけれども、食べ物に対して、特にプリオンというのは普通の微生物と違いまして、たんぱく質で伝達される一種独特な病気です。主としてヨーロッパで発生したのですけれども、特にBSEで高度に汚染された牛由来のものを、必ずしも肉とは限りませんが、食べることによって発生しました。

イギリスみたいな国は、機械回収肉といいまして、脊髓のところは肉がいっぱいついていますが、Tボーンステーキの場所なんですけれども、それを機械でミンチ状態にしてハンバーグにするとかパイにして食べるという食習慣があります。イギリスにvCJDが非常に多いんですけれども、それを食べる国民もいますし、フランスは牛の脳を食べる食習慣を持っています。フランスの方も10名ほどクロイツフェルト・ヤコブ病という人の病気にかかっています。

そういうことで、牛海綿状脳症(BSE)というのは非常に注目されている病気なもので、今日みたいな会になるべくわかりやすく、他のプリオン病も含めてお話しして、ご理

解いただければと思っております。

(パワーポイント5)

「中間とりまとめ」のこれからお話しすることですけれども、初めに、背景から結論までの順番でお話しします。私がお話しするのは資料1のスライドがそこにありますけれども、全部話すわけじゃなくて、終わりの方は、私の次に話す厚生労働省の方が、と畜場でどうやって肉を扱っているとか他のいろんなことを、それから、飼料規制、牛のえさをどうやって規制しているかなどを農林水産省の方がお話しになりますので、その部分はダブリますので、私は話さないようにいたします。

(パワーポイント6)

これはもうお話ししたんですけれども、どうしてこの時期に中間とりまとめをまとめたかということ、2001年、平成13年9月11日でしたか、日本で初めてBSE感染牛が見つかりました。そのときまでに、3年間のうち大体350万頭の牛がと畜場に来まして、すべて検査したわけです。検査した結果等を含めまして、そのデータが蓄積されている。それから、ヨーロッパ、EUの知見の整理。ヨーロッパはBSEプリオンで高度に汚染された国がいっぱいあるわけです。特にイギリスがそうなんですけれども、イギリス等の国で行われた、感染実験のデータだとか、疫学的なデータだとか、そういうものを全部整理する作業に入りました。それと同時に、3年前から我が国でとられている管理処置が正しく動いているんだろうかという管理処置の評価をやって、これらの知見を参考にして、今後のBSE対策に役立てたい、そういう目的でございます。

(パワーポイント7)

「背景」となりまして、これはいろんなことをこれからお話ししますけれども、例えばBSEがこの時点で世界でどのくらい出ているか。一体どうしてBSEになるのか、牛が肉骨粉を食べたことによって腸管から病原体が吸収されて、何らかの機序によって脳に行く、すなわち中枢神経系の方に行って、そこで異常プリオンが蓄積されて、蓄積されたかどうかを検査で見ているわけです。その後、どうして3年前テレビでよく放映されていた牛が中枢神経症状を出してばたばた倒れるような病気になったか、わかる範囲内のことをこれから説明します。

それと、どういう場所にプリオンが蓄積して、その蓄積したプリオンは、全体のどのくらいの量なのか。もちろん、これは3年前からもう既に日本人の口に入らないようにしています。それは特定危険部位のことなんですけれども、そういうこと。

それから、クロイツフェルト・ヤコブ病。これは変異型クロイツフェルト・ヤコブ病と申しまして、人の病気です。実は、変異型でない孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病という病気もあります。これは、世界どこにでもある病気で、大体 100 万人に 1 人ぐらいそういう病気になる。日本人もそうです。イギリス人ももちろん。これから話すものは孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病でなくて、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病。これはまさに B S E 感染牛のある部分、筋肉も含めましていろいろなところを食べてなったということです。それ以外に、遺伝型クロイツフェルト・ヤコブ病というものもあります。これは、1/1000 万ぐらいでそういう家系があります。それももちろん日本にも、世界じゅうにあるわけです。

それともう一つ、これはもう既になくなったんですけども、伝達性の、人間の脳みそを食べる食習慣を持っていた民族がいます。それは何かというと、パプアニューギニアの奥地に住んでいるフォア族。それは、40 年前にそういうことをやると中枢神経系の病気になるということで中止したわけですけども、それ以前はなって、主としてご婦人と子どもが発症したのです。

なぜかという、人間が死んだ場合、人間の脳みそを食べることによって死者の冥福を祈るというか、そういう奇習、おもしろい習慣があった。それで亡くなった方が結構います。現在はないんですけども、最近の情報では、40 年の潜伏期を経てまた 1 人亡くなったと聞いています。ですから、そういう伝達性の人間の病気もあるということです。そういう知見を整理したということです。

もう一つ、わかっていることはどこまでわかっているのか、わかっている点はどういう点かを整理しました。それは、この 5 ページの下の段落に書いてあります。当然のことながらこれからお話ししますけれども、お帰りになって、ピンクの 5 ページの下の方を見ていただければと思います。

(パワーポイント 8)

まず発生頭数、これは牛の場合です。世界 23 カ国で大体 19 万頭の牛が B S E を発症した、症状を出したということです。そのうち、イギリスが 18 万 4,000 頭弱、圧倒的に多いです。それ以外にアイルランド、1/100 以下なんですけれども、1,400 頭強。フランス、ポルトガル 900 頭強。ほとんどがヨーロッパの国なんです。これは、発症した牛の数です。

日本では、現在までのところ、きょう現在、全部で 14 頭です。そのうちの 11 頭がと畜場で見つかったものです。それと、残りの 3 頭は何かというと、死亡牛です。

日本で問題になり、特に世界の人々に注目されたのは、8頭目、9頭目の若齢牛である21カ月、23カ月の牛です。これは、ここに書いてありますように、脳の延髄の門部で調べているんですけども、プリオンの量が非常に少なく、通常と比べると1/500から1/1000ぐらいの量しかないんですけども、見つかった。検出する方法はいろいろあるんですけども、日本だけが独特でウェスタン・ブロットィングという方法の結果のみで陽性でもBSEにしてしまい、ヨーロッパではウェスタン・ブロットィングだけで陽性だったらBSEといわないんです。くり返しですが、世界で日本だけがウェスタン・ブロットィングでもプラスになったら陽性だといっているわけです。量も少ない、珍しいケースです。

(パワーポイント9)

日本で見つかったBSE陽性牛14頭の牛の生まれた年、出生時期はどうかというと、大体1996年です。これは農林省が、もう肉骨粉を牛にやっちゃいけないよという通達を出したんですけども、その前に生まれた10頭です。それ以降この5年間は通達だけだったんですけども、この2001年10月に、肉骨粉の入っているものは牛にやっちゃいけないと法律で禁止されました。ここの5年間があるんですけども、それ以降に生まれたものは8頭目、9頭目で通達後わずか1週間ぐらいのものと、それから、3カ月後以降に生まれた若齢牛であり8頭目、9頭目で、これが例の21カ月、23カ月の珍しいケースです。

それ以外に、これは死亡牛なんですけれども、99年、2000年に生まれたものがあるということです。

(パワーポイント10)

それでは、異常プリオンというのは一体牛のどういうところにどれだけあるのかということです。ほとんどが脳、背根神経節、脊髄です。それ以外に、回腸遠位部、目だとかにあります。そのほか、脾臓は書いていませんけれども、脾臓で見つかったケースとそうでないケースが報告されています。それを全部足すと、脾臓の部分も含めると、全体で約99.8%。ほとんどが今いったところに入っているわけです。後ほど厚生省の方から詳しくお話ししますが、もちろん、世界のどこの国もこれらの部位を特定危険部位としています。日本の場合は、黄色い部分は食べ物の中に入らないようになってございます。

(パワーポイント11)

以上のように、牛の発生頭数がどういう国に発生し分布しているかはおわかりになったと思うんですけども、そうしたら、世界でどれだけの人がいわゆる変異型ヤコブ病になったかということです。このスライドよりもちょっとふえて、大体今160人ぐらいになっ

ています。というのは、フランスが 10 位です。イギリスが 146 人、アイルランドが 2 になっています。その 2 人のうちの 1 人、この星印はイギリスに長い間住んでいた方です。もう 1 名のアイルランドの方は、イギリスに住んでいなくてなった方です。

先ほどの、どれだけの B S E 頭数があったかをちょっと思い出していただくと、アイルランドが 1,400 頭ぐらい出ているんです。フランスが 900 頭位出ています。ですから、フランスにも多いのは、脳みそを食べる食習慣があるためでないかとも言われています。イギリスはすごく高度に汚染された国ですし、機械回収肉も含めて、非常によく肉を食べる国民です。もちろん、日本は変異型クロイツフェルト・ヤコブ病はございません。

ただ、日本は別のクロイツフェルト・ヤコブ病で亡くなった方がいます。これは、脳手術をやったときに、硬膜移植により感染した方が 100 人程度います。その硬膜は、ドイツから輸入したものです。これは訴訟になりまして、もう既に和解が済んだと思えますけれども、そういうものもあります。

(パワーポイント 12)

リスク評価の基本的な考え方なんですけれども、3 番目に書いてあるイギリスのデータをもとに人への B S E リスクを見積もる、これが今回やった作業の 1 つでございます。それと、今回やった作業のデータをどこから集めたかという、先ほど来話している 2001 年以前の話です。日本は、2001 年以降は特定危険部位をすべて食べ物に入れないようにしましたけれども、それ以前は、あるものは食べていたわけです。ですから、その以前のお話でございます。

2001 年以降の評価はまだ済んでございません。これからやります。ですけれども、2001 年以前のデータを見ると、これからお話ししますけれども、2001 年以降と比べると、2001 年以降がより安全になっているということです。そういうことをちょっとお話しします。

(パワーポイント 13)

どうやって 2001 年以前のデータを集積したかといいますと、過去に食物連鎖に入った B S E の感染牛は一体どのくらいいたんだろうかという推計に基づいています。なぜそういうことをやったかという、1970 年代、80 年代の前半にかけて、日本はイギリスから生きた牛を十数頭輸入しています。それは何かというと、育種のためです。改良のためです。それと、1980 年代後半にかけて、イタリアから、その当時、イタリアはもう B S E があったんですけれども、肉骨粉を輸入しています。そういうものをどれだけ輸入して、仮にその中に異常プリオンが入っていたら、牛の飼料の連鎖に入ったんじゃないかと推計し

ているわけです。それと、先ほど申し上げましたが、単純比例計算によってリスクを推計したということです。

もう1つ、非常に悲観的なデータをあえて使っています。それは何かというと、最後に書いてある牛のBSEに対する人間の感受性です。ここにいる私も含めてですけれども、正常のプリオン遺伝子というのは全員持っているわけです。正常プリオンは、我々哺乳動物は全部持っています。そのプリオンの遺伝子の129番目をコードするというんですけれども、129番目から出てくるアミノ酸が、お父さんから1個メチオニン、お母さんから1個メチオニン、メチオニン/メチオニンタイプというんですけれども、それの方が、もう1個はバリンというアミノ酸なんですけれども、メチオニン/バリンまたはバリン/バリンより感受性が高いことがわかった。

日本人は92%ぐらいの人がメチオニン/メチオニンなんです。イギリス人は、40%弱の人がメチオニン/メチオニン。こういうことを単純に計算しますと、二・数倍、もしかしたら日本人の方が感受性が高いのではないかというベースをあえて数式の中に入れました。入れることによって、なるべく悲観的に、安全だ安全だというんじゃないくて、そういうベースで計算しています。

(パワーポイント14)

それによりますと、日本は5頭から35頭ぐらいのBSE感染牛がフードチェーンに入ったんじゃないか。一方、イギリスは100万頭と書いてあります。先ほどお示した18万頭弱の牛は、症状を出して診断したものです。診断できる以前、イギリスでは100万頭もしくは200万頭ぐらいのBSE牛を食べられたんじゃないか。イギリス人の人口は、日本の人口から比べると半分ぐらいです。だけれども、肉を食べる量は日本人よりもずっと多いのですが、量的なことは計算には入れていません。

そういうのを計算すると、現在vCJDでなくなった方は146人なんですけれども、これから5,000人ぐらい出るんじゃないか、そういうベースを比較した結果、日本人は0.1から0.9人ぐらいじゃないか。だから、1億2,000万のうちこのくらいじゃないかという計算でございます。

現在のBSE対策下では、この値よりさらに低くなる。これは2001年以降の話です。単純計算で、多分0.001ぐらいになる。そう思っております。

(パワーポイント15)

これは、後ほど農林省の方からご説明がありますけれども、日本はBSE発生国から肉

も入れていない、生きている牛も入れていない、おまけにえさにする牛の肉骨粉も入れていないという図でございます。もちろん、中においてもすべて特定危険部位は除去して、牛由来の不必要なものは、一たん粉にして燃やしています。オイルで完全に焼却しています。そこらへぶん投げているわけじゃないです。そういうことをやっています。

(パワーポイント 16)

リスクの低減効果。特にと畜場における特定危険部位の除去並びに B S E 検査が非常に重要だ。低減させるのに非常に大きく貢献していると厚生労働省が今一生懸命やっているものと、農林水産省が飼料管理、規制をやっている。それから、トレーサビリティ法をつくりまして今やっている。トレーサビリティ法というのは、決して食肉の安全のためにやっているわけではないんですけれども、仮に B S E が発生したときにすぐにトレースできて、発生した牛と一緒に飼っていたものはどこに行っているかとか、その牛から生まれた子どもはどこへ行っているか、すぐにわかるようなシステムです。

(パワーポイント 17)

検査の意義。これは、今現在やっている検査です。後ほどお話が出てきます。現在は全頭でやっていますけれども、検査は全頭ではなくて、21 カ月以上で十分ではないかという諮問書が最近我々の委員会に両省から来たというお話でございます。それと同時に、死亡牛検査を今でももう既にやっています。これは大変な仕事です。特に、この中に獣医さんがいらっしゃると思うんですけれども、死んだ牛を検査して、脳の門部をとってきまして検査している。すべての死んだ牛をこうやってやっています。

(パワーポイント 18)

これは最後から 2 番目のスライドなんですけれども、子牛のころに異常プリオンの入っている何かを食べた感染から発症までの図です。大体 1 年未満のころに食べるわけです。そうすると、食べ物ですから、当然腸管まで行きます。食べ物というのは、腸管から栄養分となって体の中に行くわけなんですけれども、そのときに、異常プリオンが何らかの方法で体内に入り、大体 5 年ぐらいの潜伏期 (潜伏期というのは、症状が出るまでに平均 5 年かかるわけです) を経て、脳、脊髄にたまっていくわけです。それで、発症します。発症する前、大体 6 カ月、データによっては 3 カ月なんですけれども、そうでないとプリオンがたまらないんです。いいかえれば、仮に 6 カ月としますと、これ以前は、感染していても見つけられないという話です。これが検出限界以下だということです。どんな方法を使っても見つからないというお話でございます。

(パワーポイント 19)

これを最後のスライドにしたいと思うんですけども、どうしてそういうことがわかったか。野外において 18 万何千頭という牛が発症したわけです。それをつぶさに調べていった。これは疫学調査といいます。それから、イギリスで感染実験をやったわけです。異常プリオンがある脳をいっぱい集めてきまして、それを牛に食べさせたんです。すごい量の異常プリオンを食べさせたんです。それで、4 カ月ごとに牛を殺して、いろんな臓器、四十何カ所、それは脳も入っているし、いろんなところが入っています。それを取ってきて、マウスの脳内に接種するんです。マウスで調べる。そうした結果、経口投与後 32 カ月ごろに検出限界以上の異常プリオンが検出されたということです。だから 32 カ月前は見つからないということです。ただし、回腸は違う。それはそうです。強力な量のを食べさせていますから、回腸の周辺には大体 6 カ月から 18 カ月うろろうろしていたという話です。

今わかっていないことは、回腸から入ったことはわかるんですけども、それがどういうステップで脳まで来たか、その辺がわかっていないんです。そういうことと、これは繰り返しになりますけれども、異常プリオンたんぱくは 21 カ月、23 カ月の例は非常に少なかった。それで、20 カ月以下の感染牛を現在の検査で発見することは困難であると考えられるというのが、この「中間とりまとめ」の中の重要な部分の 1 つの結論です。そういうものを「中間とりまとめ」として両省に出したということです。

きょうはちょっと急いで話しましたが、ご清聴、本当にありがとうございました。
これで終わります。(拍手)

司会 ありがとうございました。

ご質問等あるかと存じますけれども、後ほど意見交換のときにまとめてということにさせていただきますと存じます。

続きまして、今度は諮問の考え方ということで、最初に B S E 国内対策の見直しについて、厚生労働省大臣官房参事官で食品安全ご担当の松本義幸さんからご説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

・ 諮問の考え方等の説明
B S E 国内対策の見直し
「 食品安全委員会への諮問の考え方 」

厚生労働省大臣官房参事官

松本 義幸

(パワーポイント 1)

ただいま紹介いただきました、厚生労働省の松本であります。

我が国がこれまでとってまいりました B S E 対策について、食品安全委員会の検証結果につきましては、今ほど説明がありました。その「中間とりまとめ」を平成 16 年 9 月 9 日にいただきまして、それをよく読み解き、また厚生労働省、農林水産省と一緒にになりまして、このような形でのリスクコミュニケーションを全国 7 カ所で開かせていただきました。それを受けまして、平成 16 年 10 月 15 日に、我が国の B S E 対策の見直しを食品安全委員会に諮問させていただきました。その諮問の考え方について、ご説明させていただきます。

(パワーポイント 2)

「 B S E 問題の概要 」ですが、 B S E 牛をつくらない、感染拡大を防止する意味での飼料の安全対策が 1 つあります。

もう 1 つが食肉の安全対策で、と畜場におきます S R M の除去、また B S E 検査があります。輸入牛肉につきましても、輸入監視で、食肉から人への変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の感染を防止するわけです。

現在、我が国がとっております B S E 対策は 3 つの安全ネットがあります。1 つは、感染牛をつくらない意味での飼料規制、もう 1 つの安全ネットが、と畜場での S R M (特定危険部位) の除去、最後の 1 つが、と畜場における B S E 検査です。その 3 つの安全ネット、どれか 1 つの安全ネットで完全というものはありません。その 3 つを組み合わせると牛肉から人への感染リスクを下げているのが、現在の対策であります。

(パワーポイント 3)

これまで厚生労働省といたしましては、平成 13 年 9 月に我が国で最初の B S E が発生して、その 1 カ月後から、と畜場における全頭検査、また頭部、脊髄、回腸遠位部の除去、

焼却の義務化を進めておりますし、平成16年2月からは、SRMとして背根神経節が入りましたので、その背根神経節を含む牛脊柱の食品使用の禁止を打ち出しておるところです。

(パワーポイント4)

これがと畜場におきますBSE対策の流れ図です。と畜場に運び込まれてきたすべての牛から、まず、頭部、脊髄、回腸遠位部を除去、焼却いたします。この頭部から延髄門部を取り出しまして、BSEスクリーニング検査に回します。スクリーニング検査の結果、陽性となったものにつきましては、確認検査をいたします。ウェスタン・ブロット法という検査と、免疫組織化学検査です。このいずれかが陽性になったものについては、判定委員会を設けて、複数の専門家に判定していただきまして、間違いのないとなりましたら、確定診断で、陽性となった牛の枝肉も焼却いたします。既に検査の前にすべての牛からはSRMはすべて除去されておる。その後、陽性となった牛の枝肉について焼却して、食肉としては流通させない、こういう流れになっております。検査中のものにつきましては、と畜場外への持ち出し禁止ということで取り扱っております。

(パワーポイント5)

現在の全国におけると畜場での食肉衛生検査体制です。牛を処理しますと畜場が全国に161カ所あります。それを管理しております食肉衛生検査所が115あります。これは都道府県、指定都市が設置しております。この食肉衛生検査所に、公務員であり、かつ獣医師である専門家のと畜検査員がいらっしゃいます。全国に2,152名のと畜検査員がいらっしゃいます。と畜検査員がと畜場に常駐して、BSE対策に取り組んでおるといわけです。

(パワーポイント6)

これは食品安全委員会の検討結果ですので、省略します。

(パワーポイント7)

これまで取り組んできた、3つの安全ネットを申し上げましたけれども、食品安全委員会からの評価結果として、「BSE感染牛が食物連鎖に入り込んだ結果として、人への感染を起こすリスクは、現在のSRM(特定危険部位)除去及びBSE検査によって、効率的に排除されているものと推測される」という結論をいただきました。これまでとってきた対策につきましては、一定の評価をいただいたものと考えております。

この3つの安全ネットの中でとりわけ重要なものがSRMの除去であります。

(パワーポイント8)

S R Mの部位につきましては、異常プリオンたんぱく質が蓄積するところで、脳を含みます頭蓋、扁桃、脊髄、背根神経節を含むということで脊柱、回腸遠位部ということで腸と、この部位は決まっておりますが、取り扱いが日本、米国、EUで少々違います。日本の場合にはすべての部位について、全月齢から除去しております。扁桃と腸につきましては、米国、EUも全月齢から除去しておりますが、頭蓋、脊髄、脊柱につきましては、米国が30カ月齢以上、EUが12カ月齢以上になっております。S R Mの取り扱いにつきましては、米国、EUと比べて我が国が一番厳しいとご理解いただいて結構だと思います。

1点、おやっと思われるかもしれません。米国、EUはすべての腸を除いておるけれども、日本の場合は回腸遠位部と、少し限定されているのではないかと考えられると思います。盲腸のところに異常プリオンたんぱく質が蓄積するので、安全を見て、盲腸から2mのところ、回腸を含むところで除去することで十分除去できると考えておりますし、また食文化として、我が国の場合は牛のホルモンということで小腸を食べます。一方、米国とかEUでは小腸を食べる習慣がありませんので、そういう手間暇かけずにすべて取り除いておる。食文化の違いで取り扱いが若干違ってきます。ですから、決して緩くなっているというわけではありません。

(パワーポイント9)

これがS R Mの種類です。これが脳を含む頭部です。これは上と下、ひっくり返してありまして、こちらが下あご、このぎざぎざが歯です。これが上あごで、ここの中に、見えませんが、脳が入っている。後でお示ししますけれども、頭部から延髄門部を取り出しまして検査に回します。

右の写真が、白い部分が脊髄です。周りに赤く見えるのは肉ではありませんで、背骨です。脊髄から手足を動かす神経ですとか、末梢からの感覚神経が入っております。脊髄から出たところに膨らみがあります。これを背根神経節といいます。ここにも異常プリオンたんぱく質が蓄積するところで、S R Mに入っています。この写真ですと、背根神経節がよく見えますけれども、実際は背骨の中に細いトンネルがあって、その中を末梢神経が通っておりますので、このような形では見えません。背根神経節を含んでいることから、脊柱がS R Mの中に入ります。

左下の部分が回腸遠位部です。作業員が持っていらっしゃる、これが盲腸です。こちらにとぐろを巻いているのが回腸で、牛の回腸は50mから60mあると聞いております。青いテープがありまして、このところに仕切りがありますが、ここから青いテープまでが2

mで、この部分で切除して、盲腸を含む2 mで回腸遠位部ということでSRMということになっております。

(パワーポイント10)

SRM除去の現状です。平成13年10月17日に、食肉処理における管理要領を示しました。取り出したSRMは専用の容器に保管すること、SRM除去に使った機械・器具等の洗浄・消毒を行うこと。取り出したSRMは800以上で完全焼却するということ。専用の容器から焼却までの間、移動するわけですが、そのときにはと畜検査員による確認を受けるといふこと。作業員が勝手に取り扱ってはいけないということを定めております。この管理要領に基づいて、全国のと畜場でSRMの除去を取り扱っておるといふことであります。

範囲につきましては、下に書いてあるとおりです。脊髄のところを見ていただきたいと思ひます。牛の場合、と畜、解体の場合に背中を真っ二つに割る背割りをいたします。そのときに、脊髄を含んでおりますので、脊髄片が枝肉に付着する、汚染するといふことです。その汚染を除去するのに、高圧水による高圧洗浄で十分汚染は除去できることはわかっておりますけれども、念には念を入れるため、背割りをするときには脊髄片が飛び散らないように、背割り前に脊髄を除去する、吸引除去がメインですが、その方法を普及、定着させなさいと専門家のご意見がありました。それで、現在、吸引・除去をやっております。年間125万頭ほど、全国でと畜されておりますけれども、と畜頭数の9割が既に背割り前に吸引・除去されておりますし、今後吸引・除去を取り入れていくといふところまで入れますと、97%が背割り前に吸引・除去するといふ方法をとっております。

(パワーポイント11)

SRM除去の手順であります。運び込まれた牛のみけんのところに、スタンガンという道具でボルトを打ち込んで牛を気絶させます。気絶させた後、心臓の部分を切り開きまして放血をいたします。気絶させただけですので、放血のときに刃物を入れると、牛が反射運動をいたします。牛は500kgから600kgの体を支えた丈夫な足で、それが動きますので、作業員がけがをするおそれがあります。その反射運動をとめる目的で、気絶させるときにみけんにあいた穴から、下にありますワイヤを入れて、中枢神経を破壊するといふ行為をいたします。それをピッシングといひます。そのピッシングの際には中枢神経が壊れて、血液を通過して汚染が拡大するおそれがあるといふことで、EUでは禁止してあります。我が国も、平成13年から、BSE発生直後から、ピッシングの中止といふことを指導してまい

りました。しかし、食肉の安全と作業員の安全衛生の確保の両立がなかなかできないところもありまして、まだ中止に至ってないところが7割ありますが、3割のところは中止しております。

先ほど、SRMの部位ということで頭部を示しましたが、この頭部を切り落とした後、脊髄を吸引・除去いたします。その後、鋸くずが飛散しないように、洗浄水をかけながら背割りをいたします。

(パワーポイント12)

背割りの鋸くずにつきましては、と畜場内の交差汚染防止の観点から、回収いたします。背割り前に脊髄を吸引・除去すると申し上げましたが、吸引・除去だけでは取り切れないものがあります。脊髄硬膜などがそれですが、取り切れなかった脊髄硬膜につきましては、作業員が手作業で丁寧に除去いたします。その後、高圧洗浄をいたします。洗浄に使用した洗浄水には、鋸くず片が入っておりますので、それも回収して、と畜場での交差汚染を防止しております。

(パワーポイント13)

高圧洗浄後、枝肉に脊髄片が付着していないかをと畜検査員が確認いたします。汚染されていないことになりますと、保管庫に回って、牛肉の格付がされて市場に出ていくこととなります。SRM除去に使用した刀、器具、長靴等は専用の容器に保管いたします。これも、と畜場内での交差汚染の防止という観点からの措置であります。

(パワーポイント14)

今、申し上げましたように、SRMの除去をやってまいりましたが、その検証結果です。ここにありますように、「検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM(特定危険部位)除去措置を変更しなければ、それによりVCJDのリスクが増加することはない」という評価をいただきましたので、現在っております全月齢からのSRM除去は継続することで考えております。

(パワーポイント15)

しかし、注文がつかしました。現在行っている適正なSRMの除去、交差汚染防止の指導は当然である。しかし、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築すべきであるというご指摘を受けました。それを受けまして、と畜場におけるSRM除去状況の定期的検証を行うということで諮問いたしました。

参考1を見ていただきたいと思います。1枚目は諮問書そのものですが、1枚めくって

いただきますと別紙があります。下にページが振ってあるものです。その4ページをお開きください。上半分しか文字がない部分です。4ページの上から3行目、 に「SRM管理に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場におけるSRM管理の実態調査を定期的に行う」ということ、調査項目につきましてはその後のところに書いてあります。「定期的に調査を行い、その結果を公表する」ということであります。

また、ピッシングのことが問題だと申し上げました。ピッシングにつきましても、同じページの「(2)その他」にあります。が、「ピッシングの扱いについては、今後その廃止も含め、更に検討する必要がある」と指摘されております。これを受けまして、厚生労働省といたしましては、まだ7割のところは中止になっておりませんが、3割のところは中止いたしました。その中止したところの事例を集めて、整理して、まだ中止に至っていないところに情報を提供して、1日も早くピッシングを中止していただくよう指導することで、SRMの除去の徹底という諮問をさせていただいたわけでありまして。

また、枝肉の汚染のことを申し上げましたけれども、SRMによる枝肉等の汚染防止措置の評価方法の研究開発もいたします。SRM除去の徹底ということで諮問をさせていただいたということになります。

(パワーポイント16)

次の安全ネットが、検査であります。検査につきましては、我が国においてはスクリーニング検査でやっております。健康牛、リスク牛すべての全月齢にやっております。米国では、健康牛は30カ月齢以上の2万頭について抜き取り調査というものです。EUも30カ月齢以上です。ドイツ、イタリア、スペインと、もう1カ国、どこかありましたけれども、そこが24カ月齢以上になっております。

歩行困難などのリスク牛につきましては、EUでは24カ月齢以上ということですが。我が国において、死亡牛につきましては、農場段階において、24カ月齢以上の死亡牛についてBSE検査を行うことで進めております。これはEUも同様であります。一方、米国は、今後1年から1年半の間に、農場段階を含めて30カ月齢以上の死亡牛等のリスク牛20~27万頭を検査するというので、十数万頭の検査が既に終わったと聞いております。

全月齢のこの部分をこのたび見直したいと諮問させていただいたわけですが。

(パワーポイント17)

現在、全頭検査を行っておりますが、その背景をご説明いたします。

平成13年10月からBSE検査を始めました。BSE検査を始めるに当たりまして、一

番知見を持っておりましたのはE Uであります。E Uは、先ほどお示ししましたように、30カ月齢以上で検査をしております。そういうことから、30カ月齢以上で検査をすればいいのではないかとということで検討いたしましたけれども、その当時、牛の月齢を正確に確認することはできませんでした。現在は、このB S Eの経験から、牛1頭1頭に戸籍ができて、月齢が正確にわかりますけれども、平成13年10月時点ではわからなかった。また、国内初のB S E感染牛が発見された直後ということで、検査をした肉と検査をしていない肉が流通すること自体の消費者の強い不安がありまして、この混乱を鎮静化することがまず急務である。科学的にはいかなものかということはありませんけれども、鎮静化の目的で全頭検査を始めたというのが背景であります。

(パワーポイント18)

これは現在の検査フローですけれども、検査の前に、異常プリオンたんぱく質が蓄積しますSRMはすべての牛から取り除いております。スクリーニング検査で陽性となったものを確認検査いたします。確定したものは枝肉も焼却するということです。

検査といいますと、皆さん方、がん検診あるいは肝臓の検査を思い浮かべられると思います。がん検診は、まず内視鏡などで検査をやって、肝機能検査では血液検査をやって、異常が見つければ、治療したり、あるいは手術をして取り除くことをやります。一方、B S Eの場合には、まず危ないところは一番最初に取り除く。その後、念のために肉が食肉に回らないようにB S Eの検査をするということで、皆さん方、日ごろイメージされている検査とちょっと順序が違うということをご理解いただきたいと思います。

(パワーポイント19)

これがB S E検査の流れです。先ほど、SRMの部位で頭部を出しました。頭部から延髄門部を取り出しまして、前処理いたします。その後、処理した液を検査キットに入れてまして、異常プリオンたんぱく質を検出いたします。

(パワーポイント20)

現在と畜場で使っております簡易検査のキットはこのようなものを使っておりますが、E Uで評価されたものと我が国で使っておるものは、ほぼ同じものを使っております。ここにC D Iという検査がありますが、これはプリオン病の研究でノーベル賞を受賞されたカリフォルニア大学のプルシナー先生のところで開発された検査法です。新聞等ですと、非常に感度がよくて、いいという評判ですが、E Uでの比較検査では必ずしも一番の成績ではなかったということで聞いております。

(パワーポイント 21)

これが確認検査の実際です。ウェスタン・ブロット法というのは、このように、この部分が検体、牛の延髄門部を処理した液ですが、3本、バンドがありますが、この3本のバンドの検出でBSEが判定されるということです。

もう1つの免疫組織化学検査です。茶褐色の部分が異常プリオンたんぱく質で、直接異常プリオンたんぱく質を染め出す検査です。両方陽性であれば当然ですけれども、いずれかが陽性であれば、我が国ではBSE陽性と判断しております。国によりましては、異常プリオンたんぱく質を直接染め出す免疫組織化学検査が陽性でなければ陽性と認めていない国もありますけれども、我が国の場合はどちらかが陽性でも陽性として見ております。

(パワーポイント 22)

平成16年10月末までに373万頭検査しております。現在では400万頭を超したと思っておりますが、その中で見つかったのは11頭であります。現在まで14頭見つかっておりますけれども、残りの3頭は死亡牛検査で見つかったものであります。

(パワーポイント 23)

BSEと確認された牛の一覧表です。確認された年月日、その牛がいつ生まれたものか。確認されたときに何月齢であったか、牛の品種は何であったかということです。8番目と9番目が23カ月齢、21カ月齢ということで、我々が若齢牛といっているものであります。

この一覧表ですと見にくいので、生年月日ごとにグラフにしたり、あるいは確認年月日ごとにグラフにしたものがあります。

(パワーポイント 24)

これは出生年度別の分布です。

(パワーポイント 25)

これは確認年月日ごとに何月齢であったかをプロットしたものであります。ここの一群が、平成7年度、8年度に生まれた牛です。

(パワーポイント 26)

BSE検査で全頭検査してまいりましたけれども、食品安全委員会の検証結果がここに示したものです。読み上げますが、「検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM除去措置を変更しなければ、それによりvCJDのリスクが増加することはないと考えられる」ということ。「しかしながら、検出限界程度の異常プリオンたんぱく質を延髄門部に蓄積するBSE感染牛が、感染期間のどの時期から

発見することが可能となって、それが何カ月齢の牛に相当するのか、現在のところ断片的な事実しか得られていない。しかし、350万頭に及ぶ検査において、「21、23ヶ月齢の2頭のBSE感染牛が確認された事実を勘案すると、21ヶ月齢以上の牛については、現在の検査法によりBSEプリオンの存在が確認される可能性がある」という検証結果をいただきました。

(パワーポイント27)

さらに、今後の我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実ということで、21カ月齢、23カ月齢で発見された2頭のBSE感染牛に含まれる異常プリオンたんぱく質の量は、他の感染牛と比較して1/500から1/1000と微量であったということ。我が国における350万頭に及ぶ検査で、20カ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったということで、この検証結果(1)(2)の科学的な知見から総合的に勘案いたしまして、検査対象月齢を21カ月齢以上に変更したいと諮問をさせていただいたわけです。

(パワーポイント28)

現在、BSEにつきましては、検査方法、感染のメカニズム、と畜時におきます食肉汚染防止法など、研究班を設けて検討しております。研究につきましても、食品安全委員会からの注文、ご指摘がありました。

(パワーポイント29)

「検査法については、検出限界の改善や、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべき」ということでありましたので、高感度・迅速検査法の研究開発並びにBSEの感染メカニズムの解明など、より一層研究に努めますということで、諮問をさせていただいたわけであります。

(パワーポイント30)

これが最後のスライドであります。

厚生労働省といたしましては、食品安全行政は科学的合理性に基づいた政策をとることが必要であると考えております。これまで我が国がとってまいりましたBSE対策につきまして、食品安全委員会で科学的、客観的に評価・検証していただいた結果は尊重するということであります。

また、先ほど申し上げましたように、全国7カ所でリスクコミュニケーションを開いて、各方面からの意見を聴取いたしました。その結果といたしまして、参考1にありますように、SRM除去の徹底、と畜場におけるBSE検査対象月齢を21カ月齢以上に変更すると

いうこと、BSEに関する調査研究を推進することを諮問させていただいたわけであり
ます。

ただ、諮問に当たりましては、リスクコミュニケーションの結果、消費者団体や生産者
団体等から、全頭検査継続についての多くの意見がありました。また、それに配慮して、
かなりの地方自治体で20カ月齢以下の検査も継続することが検討されておりました。この
ため、制度変更に伴って生じかねない消費者の不安な心理を払拭し、生産、流通の現場に
おきます混乱を回避する観点から、20カ月齢以下の牛について、地方公共団体がBSE検
査を行う場合に、引き続き国庫補助を当分の間行うこととするということ、あわせて、食
品安全委員会、厚生労働省、農林水産省が連携して、徹底したリスクコミュニケーション
を行うこととするという経過措置をとりますということで諮問をさせていただいたとい
うことであります。

これが諮問の考え方であります。

ご清聴、ありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

引き続きまして、今度はBSE根絶のための飼料規制について、農林水産省消費・安全
局消費者情報官補佐の中山直子さんからご説明をいただきます。よろしくお願いいたします
ます。

BSE根絶のための飼料規制について 「食品安全委員会への諮問の考え方について」

農林水産省消費者情報官補佐

中山 直子

(パワーポイント1)

ただいまご紹介にあずかりました農林水産省消費・安全局消費者情報官補佐の中山でございます。よろしくお願いいたします。

今まで両省からご説明のございましたように、今から3年前になりますけれども、国内で初めてBSEの感染牛が確認されました。それ以降、BSEというのは、牛が異常プリオンたんぱく質を食べてしまうことによって起こる病気でございますので、飼料規制を行ってまいりました。それにつきまして、ことしの9月9日、食品安全委員会において我が国のBSE対策についての「中間とりまとめ」がなされまして、飼料の規制につきましても、引き続きチェックを行うことが重要とされました。

飼料の安全性をさらに高めるためには、そういった取り組みにつきまして、10月15日付で食品安全委員会に意見を求めたところでございます。本日は、その諮問の内容の考え方につきましてご説明させていただきます。

(パワーポイント2)

こちらの方も、もうお話にございましたけれども、英国では、1986年以降発生が続いているわけでございます。こちらの方は、BSEにかかった牛が肉骨粉になり、それを食べた牛がまた肉骨粉になるというサイクルの中に牛が入ってしまったために、18万頭という爆発的な発生が起こっております。一方、日本の方でございますけれども、こちらの方は現在までに14頭の感染が確認されております。最近では、ことしの9月に2頭、14頭目として10月に死亡牛から1頭確認されております。

こういったことを見ましても、英国では18万頭、日本では14頭ということで、両国の汚染レベルにはかなりの差があるといえるかと思えます。

(パワーポイント3)

これは、世界のBSEの発生状況でございます。英国を初めとし、日本、カナダ、米国などで発生が確認されたわけでございます。現在、26の国と地域でBSEの発生が確認さ

れております。

(パワーポイント4)

これは、各国のBSEが初めて出た年をあらわしたものでございます。1986年に英国で発生後、アイルランド、スイス、フランスなど、ヨーロッパを中心に発生が続きました。その後、2001年に日本で発見されまして、それ以降、アメリカ、カナダなど、いわゆるヨーロッパでない地域からわずかずつ発生が確認されているところでございます。

(パワーポイント5)

こちらは、各国のBSEの発生頭数でございます。こちらのグラフの縦軸の方が対数になっておりますので、見た目の感じと実際の頭数はかなり違うかと思うんですけども、英国が18万4,000頭と圧倒的に多くなっておりまして、その後、アイルランド、フランスなどが発生が多い国として続いております。

(パワーポイント6)

日本での発生の原因の究明についてでございます。BSEという病気は、潜伏期間が数年から8年と非常に長いことから、そういったことが原因究明を難しくしておりますが、獣医疫学ですとか感染症の専門家の方に、BSE疫学検討チームというところで詳しくご検討いただきました。その結果、肉骨粉の牛用飼料への製造・輸送段階の意図しない混入による感染の可能性が指摘されました。この意図しない混入ということは、いわゆる交差汚染、クロスコンタミネーションと申しておりますけれども、こういったことが原因になった可能性があるということでございます。

具体的にはどのような感染源であるとか感染経路があったかということについて、次に述べさせていただきます。

(パワーポイント7)

原因究明の1点として、感染源、つまりそれがどこから来てどういったものであったかということでございますけれども、感染源としては2つの可能性が考えられております。

1点は、英国から輸入された牛。日本は、1982年、87年、88年に、生きた牛を英国から輸入しております。その中にBSEの感染牛がいて、これが肉骨粉となり、国内牛が肉骨粉を食べて曝露され、そしてこの牛が再度肉骨粉となって感染源となった可能性。

もう1点は、1990年以前に輸入されたイタリア産肉骨粉に含まれていたBSE病原体により、国内牛が曝露され、その牛の肉骨粉が感染源となった可能性という2点でございます。

一方、オランダ産動物性油脂につきましては、日本での発生例の1例目から7例目の牛が、この動物性油脂を使った代用乳を飲んでいただけから可能性が指摘されていたわけですが、これらで使用された油脂につきましては、精製度も高く、特定部位由来の動物性たんぱく質が混入していた可能性は低いことから、感染源となった可能性は低いとされております。

(パワーポイント8)

次に、感染経路でございます。つまり、どのようなルートで今いったようなものが牛の口に入ったかでございます。

これまで、国内で感染牛が発見されますと、その牛が子どものころに一体どんなところでどんなえさを食べていたか、そういった疫学調査を行ってきたわけですが、今までのところ、意図的に肉骨粉を使ったえさを食べた牛はおりません。そういうことから、肉骨粉を介した感染経路としては、配合飼料工場における配合飼料の製造、配送段階において牛用飼料に交差汚染した可能性が指摘されております。

動物性油脂につきましては、先ほど申し上げましたとおり、代用乳の原料とはなっていたんですが、精製度が高いなどのことから、これを直接感染経路として結びつけるには難しい面があるとされております。

以上のようなことを取りまとめますと、肉骨粉による牛用飼料の交差汚染が可能性として高いことになってまいります。そういうことから、BSEの発生予防には、飼料の原料の規制と交差汚染の防止、その2つが重要になってまいります。

(パワーポイント9)

先ほど、見上委員のスライドにもございましたが、これはBSEの発生サイクルとその遮断ということで図示したものでございます。ここに牛用の飼料がございまして、これが異常プリオンに汚染されないまま、きれいなまま牛に食べさせることが重要なポイントになるわけでございます。

日本は、従来えさの原料として、海外から肉骨粉を輸入しておりました。今は、これはBSEの発生国でないところも含めまして禁止しております。それから、国内の生きた牛をと畜場に持って行って食肉にするわけですが、ここで出ました食べられない部分を肉骨粉製造工場に持っていきまして、今まではそれを肉骨粉にしてえさの原料としていたわけですが、こちらにもえさの工場に持ち込むことは禁止しております。そして、全量焼却処分しております。

今も、実際のところはここで出た食べられない部分については、一度肉骨粉にしてから焼却する手法をとっております。なぜ一回肉骨粉にするかということにつきましては、そちらの方が生の食べられない部分を焼くよりも、コスト面等で効率がいいということで、そのようにしております。そのほかとしましては、BSEの発生国から生きた牛ですとか牛肉の輸入を禁止しております。

英国では、こういったサイクルにBSEの感染牛が入ってしまったことから、発生が拡大しております。日本では、平成13年10月から、こういった肉骨粉の輸入ですとか飼料の利用を禁止しておるところでございます。

(パワーポイント10)

ここで、予備知識としまして、簡単に牛のライフサイクルについてご紹介したいと思います。牛には、お乳を絞るための乳牛と、肉を生産するための肉牛がございます。我が国でこれまで発見されました14頭のBSE感染牛につきましては、すべて乳用牛、ホルスタイン種という種類の牛になっております。

これは、その乳用牛のライフサイクルでございます。乳用牛は、生まれますと、免疫を確保して身体を丈夫にするために、3日から5日間ぐらいお母さんのお乳を飲みますが、お母さんのお乳は売り物でございますので、すぐに離乳をさせられまして、そのかわりに代用乳ですとか人工乳、こういったものを食べながら徐々に大きくなっていきまして、最終的には配合飼料を食べていくわけでございます。

大体、平均16カ月ぐらいで人工授精で妊娠いたしまして、280日の妊娠期間の後、大体2歳カ月で第1回目の分娩をいたします。そこから、お乳を絞る搾乳が始まるわけでございます。その間、また妊娠しまして、次の分娩の2カ月前ぐらいまではお乳を絞ります。乳牛は、そういったサイクルを大体4回ぐらい繰り返しまして、最終的には6歳から7歳でと畜場に肉として出荷されます。

雄の子牛が生まれた場合は、お乳が絞れませんので、その後、すぐに肥育に回されまして、肉牛として出荷されます。今回の日本で発生している8例目、9例目の牛は雄の子牛でございます。

(パワーポイント11)

これは、その乳用牛がどのような飼料を食べているかということでございます。これは、平均的な日本の乳牛の飼料をカロリーベースであらわしたものでございます。大体50%、半分は乾牧草・わら類などの草を食べております。それから、40%ぐらいは配合飼料。ト

ウモロコシですとか麦などを配合したものを食べております。そのほかに、動物性の油かすのたぐいですとか、単品の穀類といったものを食べております。

(パワーポイント 12)

もう一方、肉用牛でございます。これは、肉用牛の代表的な黒毛和種のライフサイクルでございます。肉用牛は、生まれますと、お母さんのお乳を売る必要がございませんので、大体3カ月から4カ月ぐらいはお母さんについてお乳を飲みながら、それと並行して徐々にこういったえさを食べ始めます。10カ月ぐらいから本格的な肥育に入ります。稲わらですとか配合飼料を食べながら肥育していったって、大体30カ月齢で体重が700キログラムになったところで出荷されるというふうになっております。

このように、牛は、用途でありますとか成長に合わせていろいろな飼料を食べていることがご理解いただけたかと思えます。

(パワーポイント 13)

先ほどご説明いたしましたとおり、我が国のBSEの感染は、意図的に肉骨粉を給与されたためではなく交差汚染によるものだと考えられておりますので、2つの手法から成る飼料規制、フィードバンと申しますが、そちらを実施しております。

1つ目は、BSEの感染源であり得るものの飼料への利用の規制ということで、飼料原料の規制でございます。肉骨粉でありますとか肉骨粉がまざっていても非常にわかりづらい魚粉、わずかながら動物性たんぱく質がまじってしまう可能性のある動物性油脂などの牛用飼料への利用を禁止しております。

もう1点は、交差汚染の防止でございます。牛用の飼料とその他の飼料、豚のえさですとか鶏のえさ、そういったものの交差汚染防止のために飼料の製造、保管、輸送、販売、使用の段階に至るまで分離と専門化を進めているところでございます。

(パワーポイント 14)

これは、その中の、今申し上げた1つ目、飼料原料の規制についてでございます。上の横に並んでいる×印でございますが、これは、牛の肉骨粉であるとか、脂を絞った後の獣脂かす、こういったものを、牛のみならず豚や鶏や魚のえさにも現在使用を禁止しております。これは、こういったところから交差汚染が来るのを防ぐために、使用を禁止しているということでございます。

こちらの縦の×でございますけれども、これは牛に対してチキンミールであるとか動物性油脂も飼料に使ってはいけないことをあらわしております。

チキンミールは鶏からつくられるものですし、動物性油脂は油でございますので、本来 B S E の原因となるものではございませんけれども、万が一の交差汚染を考えまして、現在禁止しております。

(パワーポイント 15)

2 つ目の規制といたしまして、交差汚染の防止対策でございます。つまり、分離と専門化をすることなんですけれども、配合飼料の製造ラインにつきましては、その工場を丸々牛用飼料にしてしまう方法もございますが、この図のように、1 つの工場を牛用の専用エリアとその他のエリアに分けて使っていくこともしております。

この場合には、牛用飼料の原料の入り口ですとか、また牛用製品ができた場合の出口、それからその他のものの出入り口をきちんと分ける。また、この図でいきますと、赤い線のところでございますけれども、こういうふうに隔壁を設けまして、工場内できちんと牛用飼料の製造エリアとその他を分けていくことをする場合もございます。

こういった措置は、昨年までに配合飼料工場の約半数で整備が整っておりまして、今年度末までにはすべての工場でこのような措置がとられることになっております。

(パワーポイント 16)

今までお話ししたような飼料規制につきまして、「中間とりまとめ」でいただいたことでございます。B S E 発生対策として現在行われている飼料規制により、B S E 発生のリスクは極めて小さいものとするが、若齢の B S E 牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう、行政当局のチェックを引き続き行うことが重要であるとされております。

(パワーポイント 17)

これは、今まで説明させていただいた飼料検査体制の現状でございます。外国から来る飼料の原料につきましては、港湾の配合飼料工場に入れられまして、そこで配合飼料になります。そこには、独立行政法人肥飼料検査所が立ち入りをして検査をしております。

それから、肉骨粉は禁止しておりまして、肉骨粉がまじっている可能性のある魚粉などにつきましては、動物検疫所の方で重点的に検査を行っています。国内でつくられる肉骨粉につきましても、配合飼料工場もしくは直接農家に行くことがないように、すべて焼却しております。

そうしてできた製品、国内産も輸入のものも含めまして、卸売店ですとか農家、そういったところで使われる段階などで交差汚染が起こるような不適切な取り扱いや流用などが

ないように、都道府県の方で監視・指導をしていただいているところがございます。

このように、複数の段階でチェックを行っているわけですが、さらに強化をした方がよいところがないかということで検討いたしました。

(パワーポイント 18)

ここから諮問の内容についてご説明させていただくわけなんですけれども、参考1としてお配りしている資料の5ページからこういったことが書いてございますので、もしよろしければ後でごらんになっていただけたらと思います。

規制の強化対策としましては、輸入、販売、使用、それぞれの段階での強化対策を考えておりまして、現在食品安全委員会に諮問をしているところでございます。

まず、輸入段階でございますけれども、現状といたしましては、輸入業者の届け出に際して輸入しようとする飼料の種類を届けることとされているが、混合飼料等の原材料の種類までの届け出を義務づけていないという現状がございます。そういった、混合飼料の原材料の種類もすべて届け出していただきまして、肥飼料検査所の検査が重点的に行われるような仕組みを考えているところでございます。

(パワーポイント 19)

販売段階でございます。飼料の販売業者と申しますのは、事業の開始前に届け出をされることになっているんですけれども、小売業者、袋物などで売っているところにつきましては届け出の対象から除外してありました。そういうところでの交差汚染ですとか不適切な取り扱いがないように、届け出をしていただきまして、都道府県の検査員による監視・指導をしていくつもりでございます。

(パワーポイント 20)

実際に使用する農家段階でございます。現在、日本には乳用牛、肉用牛、合わせまして13万戸の牛の農家がございます。そういった、数も多いところがございますので、現在の監視・指導が必ずしも十分ではないのではないかという現状がございます。そのため、私どもは国の機関でございます地方農政局、地方農政事務所、これは全都道府県でございます。そういったところの農家に対する巡回指導の機会を活用した周知徹底の強化、さらに、都道府県の検査員の方も、今指導していただいていますので、そういったところの指導・監視項目の明確化をして、農家の方に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

(パワーポイント 21)

これが、先ほどの検査体制の現状の図でございます。今、ピンクの矢印等が出てまいり

ましたが、これが強化される部分でございます、先ほどいった輸入段階におきましては、届け出を強化しまして、肥飼料検査所による検査の重点化を進める。小売り段階につきましては、小売店についても届け出をいただきまして都道府県の指導が行き渡るようにする。それから、実際に使用する農家につきましても、流用ですとか誤った使い方がないように、都道府県ですとか私どもの国の機関でございます地方農政局等が指導に入らせていただくことを考えております。

このように、チェックを強化徹底することで、飼料規制の実効性を保証できるようにしたいと考えております。そして、いずれ日本の牛が新たにBSEに感染することがないようにしっかりした対応をしまいたいと思っているところでございます。

もちろん、飼料規制の前に、既に感染してしまっている牛が現在いないとも限らないわけです。そういったものは、世代交代の中で順次いなくなっていくものと考えております。

(パワーポイント22)

そういった意味で、サーベイランスもやっております。BSEが日本国内でどのくらい広がっているかを的確に知ることにによりまして、原因究明に役立てたり、また今申し上げたような飼料規制が実際にうまく働いているかを検証するために、死亡牛ですとか同居牛などのサーベイランスという検査も行っております。

日本からBSEという病気をなくすために、飼料規制ですとかそういったことを確認するためのサーベイランスを今後も続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

司会 ありがとうございました。

今、ちょうど3時4分過ぎでございます。今から休憩に入りたいと思います。若干おくれてございますので、3時12~13分ごろまでに席にお戻りいただけますでしょうか。

なお、ご意見などご記入いただいた方は、受付までお願いいたします。

休憩いたします。

休 憩

(3) 会場参加者との意見交換

司会(西郷) それでは、そろそろ時間でございますので、意見交換を始めさせていただきます。

非常にご窮屈さまで大変恐縮でございますが、もうちょっとご辛抱、またおつき合いのほどお願い申し上げます。

何枚かご意見・ご質問をいただきました。中には印刷して用意していただいた方もいらしたみたいで、大変ありがとうございます。貴重なご意見だと思っております。まだお書きになっていらっしゃる方がいらっしゃれば、手を挙げていただければ回収いたします。

それでは、もう既に何人か皆様の前でご説明等申し上げましたけれども、本日の意見交換、皆様方のご質問などにお答えするメンバーを紹介したいと思います。

まず最初に、食品安全委員会の見上 彪委員でございます。見上委員は、獣医微生物学が専攻ということで、BSEについては非常に詳しくいらっしゃいますので、どんな質問でも大体お答えできると思いますので、ぜひいろんなご質問をしてください。

続きまして、食品安全委員会事務局の齊藤 登事務局長でございます。

それから、きょうは管理官庁からも来ていただいております。先ほどご説明いただきました厚生労働省大臣官房参事官で食品安全ご担当の松本義幸さんです。

農林水産省では、大臣官房審議官で、消費・安全局ご担当の高橋直人さんです。

先ほどご説明いただきました同じく消費・安全局消費者情報官補佐の中山直子さんです。

以上のメンバーで進めさせていただきたいと思います。

最初に、きょうの進め方につきまして、若干ルールと申しますかお願いが1つございますので、よろしく申し上げます。

今いただいたご意見を中心に進めてまいりますけれども、もしこの辺で発言したいというところがあれば、手を挙げていただきたいと思います。指名されましたら、マイクが参りますので、お名前をいただいてからお願いいたします。

ただ、なるべくたくさんの方からご意見をいただきたいという趣旨でございますので、申しわけないんですけども、お1人様のご発言を、約2分を目途にさせていただきたいと思っております。と申しますのは、ある会場で、1人の方がずっとご発言を続けられて、その後でいろいろ欲求不満がたまったりということがありました。ある会場では、2分なんかで切るのは大変失礼だというお怒りもあったのでございますけれども、今回のシリーズは2分ということで進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

2分が近づいてまいりましたら、1分40秒で1回ベルを鳴らします。そうしたらまとめに入ってください、2分を回りましたら2回鳴りますので、そうしたら次の方と交代ということで、お願い申し上げます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

最初に、いただいたご意見の中から幾つか技術的なご質問に近い話がございますので、その2つを最初にしたいと思います。

まず、全頭検査の費用についてです。全頭検査をやっているみたいですが、1頭当たり幾らぐらいお金がかかっているんでしょうかというご質問でございます。これは、松本参事官、お願いできますでしょうか。

松本官房参事官 検査の費用というのは、人件費まで含めるとちょっと計算が複雑になるんですけども、国の方で補助しておりますのは、BSEの検査のキット代を補助しております。毎年125万頭の検査が行われておりますけれども、それにかかる費用が31億円でございます。ですから、31億円を125万で割る。1頭当たり二千数百円になるかと思えます。そのようなものです。

司会 あと、ウェスタン・ブロット法をして異常プリオンが1/500とか1/1000とかの説明、これは多分若齢牛の試験だと思えますけれども、普通のプリオンが1/500、1/1000とはどのように定量したのか、そのやり方について説明がほしいということでございます。これは見上委員、お願いできますでしょうか。

見上委員 定量といいますが、普通見つけられる量と濃度を比較しています。電気泳動をやりまして、その濃度の比較で、1頭は余りよく見つからなかったんで、濃縮をかけているという話を伺っています。もう1頭の方は、ラインが非常にぼやけて薄かった。確認するために濃縮をやって見つかったというのでございます。

ちょっと余談になるかもわからないんですけども、世界で21、23というのは珍しいケースです。イギリスで、高濃度で異常プリオンで汚染された時代は、30カ月未満の牛が結構いました。一番若いのは20カ月ですけども、2001年以降、そういうケースは出てきません。ドイツで28、29カ月で見つかったという報告だけで、あとは全部40カ月前後、以降に生まれた牛でございます。

司会 定量法は、増幅してみたということでよろしゅうございますか。

あと、聞き漏らしたのかもしれませんがという問いですけども、スープのもと、ブイヨンとか、薬のカプセルとか、化学品材料などがBSEで話題になったような記憶があるけれども、これは本当に怖いのでしょうか。怖いといわれた理由は何でしょうか。怖いといわれた理由というよりは、今大丈夫なのかということだと思えますけれども、松本参事官、答えられますでしょうか。

松本官房参事官 スープの素は、牛の骨とかを材料にして抽出するとか、あるいはカプセルですと、表面のゼラチンを牛の骨からとることがありました。BSEが発生した後、BSE発生国からはそういうものについての輸入は禁止しております。危ないということで禁止をした訳です。

司会 ありがとうございます。

女性A 化粧品と書いたんですが。

司会 失礼しました。化粧品についてですね。

女性A 同様の理由で？

松本官房参事官 化粧品も同様の理由です。

司会 失礼しました。どうも済みません。

あと、子牛が問題な理由を詳しく……。子牛でよろしいですか？

女性A よろしいです。

司会 大変失礼しました。

次は、印刷でいただいたご質問でございますけれども、そのまま読みますと、「秋田県では、牛肉とリンゴの一部がほかの野菜類に比べて比較的早い時期に履歴のパソコン入力のプロセスが終了したと聞いています。私たちが牛肉を食べるとき、トレーサビリティは安心度の目安となりますが、牛肉の履歴をトレーサビリティ対応の機械で知りたいとき、現在、量販店に機器が導入されている比率を教えてください。秋田県と全国」ということで、今データがあるかどうかでございますが……。済みません、牛肉の履歴を調べる機械が量販店にどの程度導入されているかということなんですが、数字がわかりますでしょうか。

中山消費者情報官補佐 申しわけございません、いろんなところでいろんな機械の導入はされていると思うんですけれども、ちょっとそれがどのくらいの率で導入されているかという正式な数字は、今持ち合わせておりません。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

司会 いずれわかるようになるのでしょうか。

中山消費者情報官補佐 一度戻りまして、担当の方に問い合わせしてみれば、ある程度の数字は出てくるものと思います。ちょっと、秋田県だけとかそういうふうになりますと、また少し難しいかもしれないのでございますけれども。

司会 わかりました。どこに連絡をすればよろしいですか。農水省に電話すればいいということですか。

中山消費者情報官補佐 ちょっとお時間をただけたら、この間に聞いて、もしわかればご報告させていただきます。

司会 では、終わるまでにちょっと。

女性A 済みません、先ほどの質問で、確認ですけれども、今はもう危険はないということですね。輸入を禁止したので。

松本官房参事官 そういうものについては禁止しておりますので、危険はないとお考えいただいて結構だと思います。

司会 それと、「国内の食肉処理は、食品衛生法やと畜場法等に基づいて地方自治体が運用を実施することになっていて、秋田県は全月齢を対象にBSEのスクリーニング検査を実施することを表明した自治体の1つだそうです。県民の安心を維持したいという体制は評価できるけれども、輸入牛肉についての対策はどのようになっておりますか。これは、輸入牛肉ですから、秋田県さんというよりは国の方になると思うんですけども、輸入牛肉についてはどうするつもりかということでございます。

松本官房参事官 まず、BSE発生国からの輸入については、現在とまっております。それ以外の、オーストラリアとかニュージーランドからも入ってきておりますけれども、輸入牛肉については、輸出国の衛生証明書をつけることになっております。それを、輸入の段階で、検疫所で十分確認いたして、水際で対策をとっておるところであります。

基本的には、BSEの清浄国といいますが、発生していない国については、特段の検査の必要もありませんので心配は要りませんけれども、それでも、それ以外の衛生面もありますので、衛生証明書をつけてそれを確認することで、対策をとっております。

司会 ありがとうございます。

あと、いただいているご質問は最後になりますが、アメリカの牛肉及び牛肉製品の貿易の再開について、日本政府が示しているBSE対策の基本的な条件と時期について教えてくださいということですが、日米協議の概要と、今後どのようなことになっていくのかにつきまして、これも松本参事官からお願いできますでしょうか。

松本官房参事官 アメリカ牛肉の輸入再開の話でありますけれども、昨年(平成15年)12月にアメリカでBSEが発生して以来、とまっております。その後、アメリカとしては輸出をしたいということで、これまで局長級会議3回、専門家による、実務担当者による会議等、4回ほど開催してきております。

先般、きょうご説明したように、10月15日に我が国でのBSE対策の見直しを諮問し、

両省の考え方が明らかになったということで、米国から協議をしたいといってきたわけでございます。

米国からの牛肉の輸入再開に当たりましては、我が国と同等の安全性が確保されていることが大前提だと考えております。今、我が国の対策をどうするかについては、食品安全委員会に諮問して評価していただいているところでありますが、答申が出ますと我が国の対策がはっきりする。それを見て、アメリカとしては具体的にこういう措置をとれば安全だと思えますけれどもいかがでしょうかという提案があろうかと思えます。そういう具体的な措置の提案があった場合には、食品安全委員会に諮問いたしまして、リスク評価をしていただくことで考えておりますが、まだ提出できるにはもう少しかかります。

ちなみに、10月の既に行われました日米協議は牛肉の輸入再開を合意したわけではありません。牛肉の輸入再開に当たっての枠組みについてのいろんな手続等をどうしていくかについての認識を共有したということでありまして、その具体的なところは、両国の専門家とか実務家が再開についての必要な枠組みについての詳細な検討作業を行うとか、あるいは必要な国内の承認手続、我が国においては食品安全委員会の諮問・答申という手続を含みますけれども、それらが完了されることが条件として、牛肉の貿易を再開するという認識を共有したのでありまして、具体的にはまだ今後の話であります。

そのときにアメリカが提案してきたのは、日本に牛肉を輸出するときには、日本が全部の牛からSRMを除去しているの、アメリカが輸出するときにも日本のそれにならって、全部の牛からSRMを除去するようにいたします。ただ月齢をどのように確認するかというところで、日本のように個別認識できる仕組みが、アメリカでは牛全体の1割弱ぐらいしかない。提案してきているのは、肉の生理的な成熟度で評価する方法です。これについては科学的にどうかを両国の専門家で話し合っただけで検討して議論することで、まだ議論が始まっておりません。

我が国においては、いつ米国からそれについての資料が提供されてもいいように、牛の解剖の専門家と肉質の専門家と統計学の専門家に入っていた専門委員会を立ち上げております。そちらで専門的な話し合い、協議をしていただくということでありまして、

まだそういう状況でありまして、いつ輸入が再開されるかについては、現時点では何とも申し上げられない状況です。

司会 紙でいただいたご質問については一通りやったのでございますけれども、今のことについてでもいいですし、ほかの……手が挙がりました。

コン 本荘のコンですが、家畜市場を回って歩けば、12カ月未満の牛の中に、もやもやとした牛で、足が痛いとか肩が悪い牛が出るんです。今までそれを買って、と場に行つてつぶして、悪いところを取られて通っていたけれども、今後、足が痛いとかもやもやとした12カ月未満の牛は、今までどおりに通してくれるものですか。

それから、BSEは、秋田県はほとんどないかもしれないけれども、成牛を買つてつぶして、もし後でBSEにかかっていた場合、農家が病牛として売ったということで損をするものか、家畜商、肉屋が損をするものか、そこら辺はどういうものですか。

子牛のもやもやとした牛は、願われて買うときがあるんです。そして、すぐと場に持って行ってつぶす。12カ月未満のそういう牛は、BSEの検査はないんですか。

本荘でも、岩手でも、鷹巣でも、アカ(?)でも、そうやって買ってくる。最近、BSEでばったり景気も悪くなったし、つぶさないけれども、またつぶす日もあるかもしれないから、一言聞きたくて。お願いします。

司会 12カ月以下の牛について、今後どういう扱いになるのか、それは病気の場合ということでございますか。

コン それは病気かどうかわからないけれども、肩が出たとかもやもやとした牛なものだから。でも、あれは病牛ではないんだ。生まれつきとか。

司会 12カ月ぐらいの若い牛で、病気かどうかわからないけれども、うやむやな牛、リスク牛。

コン それは、BSEの検査はするものかしないものか、そのまま今までどおり通っていくものかどうか。

松本官房参事官 と畜場法で健康な牛以外をと畜してはいけないことになっておりまして、まずその牛が健康であるか、ほかに病気を持っていないかと畜検査員が診ます。それで、ちゃんと健康牛であると判断すればと畜に回りますけれども、どうも病気があるとなると、それはと畜されないこととなります。

コン 生まれつきというのは必ずいる。だから病牛ではない。腹の内が悪いとかではなくて、足とか肩が出た、変形した牛が出るということです。

松本官房参事官 ですから、病気ではない。ただ、ちょっと背が高いとか低いとか、あるいは足が長いとか短いとか、そういう程度であれば、恐らくそれはと畜検査員が診て、病気ではないと判断すれば、と畜されることとなります。これは仮定ですけども、諮問のようにBSE検査対象月齢が21カ月以上になった場合には、12ヶ月齢ではBSE検

査はされないことになります。

コソ それから、もしBSEだとしたとき、生産者が病牛で売ってあれしたとか、家畜商が買って悪いとか、白勝て、赤勝てみたいなことをいってけんかするようなことはないのかということです。どこが補償するものですか。

司会 病気が出た場合の家伝法の患畜の補償の話になるんですか。BSEが出たときの話ですね。

コソ BSEが出たとき、成牛で、年とった牛を買ってつぶした場合は、生産者が損をするものか、病牛で売って損をするものか、肉屋が損をするものか。そこら辺、20万円の牛がただになったとか、家畜商が市場から買ってただになったとか、そういうことがあった場合はどうするものかということです。

松本官房参事官 それは、と畜場に運び込んできた牛がBSEと判断されたときですか。その牛自体の費用なり何なりを.....。

司会 患畜の説明、中山さん、お願いできますか。家畜伝染病予防法の件。

中山消費者情報官補佐 農林水産省でございます。

BSEの患畜となった場合には、家畜伝染病予防法で決まっているような限度で補償がなされることと思います。そのときの所有者といたしますか、農家の方になられるのか、家畜商の方にお売りになった段階かというところで決まってくるかと思えます。

コソ おっかなくてつぶせないから。

中山消費者情報官補佐 そのときの所有者の方に家畜伝染病予防法で決められている補償が出るということです。

コソ すると、買った人がつぶして損をしないということですか。

中山消費者情報官補佐 損というか、一定の額でございますので、実際の牛の値段との差は、ある程度出てくるかと思えますけれども。

コソ 子牛の場合は、これからは願われて買うと思うから。そして、と場に行くけれども、成牛の場合もそういうことがあれば、成牛は高いものだから。子牛の場合だって、今はどーんと上がっているけれども、安いときもあった。そういうときには、秋田市場があったときには、すぐと場に持っていったんです。そのときは、これはひざかぶが悪いなといって、ひざかぶを落とすただけで通っていたけれども、それも今度は通るものかどうか。12カ月未満だから、何もBSEの検査をしないで。

松本官房参事官 先ほど申し上げましたように、病気の牛でないかどうかは、まずと畜

検査員が運び込まれた段階で診ます。それで、今おっしゃったように、ただ単に生まれつき手が短いとか足が短いというところで、病気ではない。ちょっと歩行障害があるようだけれども、それは、いわゆる神経症状が出ている実質的に危ない牛ではないことがわかればと畜されることになります。それが、耳票等がついていて月齢がはっきりしていて、21月齢未満ということになれば、少なくともBSE検査はされずに食肉に回っていくことになります。

そういうことですがけれども、よろしゅうございますか。

コン 病牛の場合は、子牛でも生産者がお金を出すということですか。BSEでなくて、と場の方で病気で何ともならないといえば。

松本官房参事官 そのときには、要するに持ち込んだ人に引き取ってもらうことになります。

コン 持ち込んだ人は家畜商です。そうすると、家畜商が生産者の農家に行くのか、行かなければならないということでしょう。

松本官房参事官 それは、家畜商が.....。

(「後で個人的に説明してやってください」と呼ぶ者あり)

司会 後ほど、その辺の話は.....。

次の方。

柴田 秋田県酪農連盟の柴田といいます。5点ほど、質問あるいは意見を述べさせていただきます。

1つは、日本の国の全頭検査は、消費者に対して当然であると思います。

質問に入りますけれども、どうして乳牛だけがBSEにかかるんですか。第1点はそれです。

もう1つは、これはアメリカと日本の政治上の問題でしょうけれども、20カ月未満は検査しない、必要性がないといわれております。私はアメリカへ数回行っておりますけれども、大きな農場では、たくさんの農場が、死亡牛がさくの外にごろごろしているような状況であります。そういう農場で月齢がわかるわけがないんです。

中に雄牛がおりまして、わかると思います。そういう状況の中で、体型、肉質を見たら20カ月未満であるか、以上であるか、わかるわけがない。私は、それに対してすごく抗議したい。そういう気持ちでございます。

それから、食品安全委員会の「たたき台」として、9名の方がおりました。この中に、

牛井の吉野家さんが入っていたはずなんです。これは、吉野家さんが平成 13 年 9 月に、BSE が発生したときに、私のところは安全なアメリカ産牛肉を使用しておりますとうたったコマーシャルまでした牛井屋さんだったはずなんです。それと、肉骨粉を使っていない 13 年以降に生まれた牛は BSE にかかる可能性がないということでしょうか。

そのことについて。

司会 ありがとうございます。

質問が多かったので、今の方のだけをやっていきたいと思います。

まず最初に、全頭検査が当然だというのはご意見として承る話です。

日本の場合、なぜ乳牛だけというか、ホルスタインということだと思えますけれども、BSE になった。そのことにつきまして、先生、お願いできますか。

見上委員 高度に汚染された国、イギリスとかヨーロッパの以前の話は、いろいろな牛が間違いなくかかっているんですけども、現段階で、特に日本みたいに汚染度が非常に低いところ、なぜホルスタインだけかといいますと、日本の和牛は大体 30 カ月未満、その前後あたりで殺すんです。でも、日本で見つかったのは、後で 21 カ月、23 カ月齢以外の牛を見たら、全部高齢牛です。現在でも、どんどん検出される牛が年をとってきています。これは世界の傾向です。ですから、牛の年齢と陽性が見つかる率が並行しているということなんです。

よろしいですか。

司会 あと、農水省になるんでしょうか。アメリカの牛について、月齢がはっきりするわけがないということなんですけれども、先方はどのようなことをいってきて、どのような対応をとるつもりかということにつきまして。

高橋官房審議官 先ほど厚生労働省松本参事官の方からもお話がありましたが、今、アメリカ側は、仮に日本の国内対策で 20 カ月齢以下のものについては検査は要らないことになった場合、仮にということなんですけれども、その場合には、当然アメリカ側としては、出生が記録によってはっきりしているものについては日本側も認めてほしいというのが 1 つ。

もう 1 つ、出生記録がはっきりしていないものでも、アメリカの中では肉の格付制度を持っているということなんです、肉質を見て格付する。その肉質の格付から、月齢は大体わかるんだという主張をされています。これは、アメリカは、今いろいろデータをそろえて準備している最中です。そういうふうになるのか、あるいはそうではないとか、私ど

もは何の予断も持っておりません。それは、アメリカから出てきたデータを見て、専門家も入れた検討会議できちっと検討して、アメリカ側の主張が正しいのかどうかきちっと確認したいということでございます。

それから、13年10月以降の生まれの牛については、BSEにかかる可能性はないということかというお話がございました。一番新しい生まれのものが14年1月だか2月だったと思います。これは、13年10月の飼料規制の後の生まれの最後ということになります。14年1月生まれの牛の場合には、ある日突然、全国津々浦々まで規制が徹底されるというのはなかなか難しいですから、その経過的な期間の中で生まれてきた牛なんだろうと思っています。

現実問題としては、この13年秋のきちとした法律上のえさの規制以降に生まれる牛についてはBSEは余り出ないだろうとは私ももっています。ただ、それ以降の生まれの牛からBSEが絶対に発生する可能性はないとは、いえません。ただ、恐らくは非常に可能性が低いだろうと考えます。

司会 それと、7月に食品安全委員会で「たたき台」がまとまる前の意見交換会に9人の意見陳述人に見えていただいたときに、吉野家の方がいらしたんじゃないかというお話がございました。結果的にいらっしゃいました。

この9人の選び方は、意見陳述の応募のあった方から、意見の傾向を見て、全頭検査賛成の方も反対の方もいろいろいらっしゃいましたし、全頭検査だけではなくていろんな意見があったわけでありまして。その個々を見て傾向に分けてから、あとは抽選でやったものであります。その中に、意見交換会の中に、意見陳述の方として、結果的に吉野家さんの方にも1人当たったという趣旨でございます。

別に、その方の意見を反映したとかそういうことではなくて、意見を述べていただいたことは事実でございます。

柴田 平成13年9月以降に生まれた牛については、あるかもしれないし、ないかもしれないというのが答えでとってよろしいですね。

高橋官房審議官 今、私、そういうふうにいかなかったです。可能性は非常に低いだろうと申し上げたはずですが。

柴田 ですから、今はまだそこら辺の原因がはっきりわからない状態なんです。ですから、全頭検査が必要なんです。私はそれをいいたいんです。

私も消費者の1人です。生産者でありながら消費者の1人であるんです。あなたたちも

消費者だと思っんです。日本の国民に安全・安心と今盛んに叫ばれている中で、提供するのが当然の義務だと思っています。

ですから、国民の食料を賄う生産者として、安全・安心なものを提供する立場になってあなたたちも考えていただきたい。強く要望いたします。

終わります。

司会 ご要望はご要望として承りたいと思います。

その他。

中村 中村の中村です。生産者として一言。

中間報告を出されまして、何かうやむやになったような気持ちがありますけれども、生産者としては、BSE発生以来、随分被害をこうむりました。この原因究明と責任の所在が我々によく見えてこないような気がします。今、今までの経過を説明されたところも踏まえまして、見ますと、1986年にヨーロッパのBSEが英国で発生した。それから、英国では随時年ごとにBSEを法定伝染病とか、イギリスからの肉を出さないとか、牛を出さないとかといういろんなことを経過してきまして、結果的には特定部位まで輸出を禁止するというところで、1996年の発生までに来たということでございます。それは、今説明のあったようなところでございます。

ただ、イギリスでBSEの発生について1991年から1995年の4年の間に13万5,000頭以上のBSEが発生している。北アイルランドでは1,500頭ぐらいのBSEが発生して、当時は我々のメディアにもテレビにも、山のように積んだ牛に火をつけて焼いた、背筋が寒くなるような映像を見ました。そういうものを踏まえて、政府当局、行政の方は、それに対して何もやってこなかったのではないかというのがまず1つの点。

それから、先ほどもイギリスから十数頭、19頭の牛を生体で輸入されまして、その18頭は肉骨粉に製造されたことが現実にあったわけです。その肉骨粉が製造されたことに対して、日本からも肉骨粉の原料をEUに輸出しようとした経過の中において、EUに対して日本に対する調査を依頼したそうです。それについて、1991年ごろには、もう日本ではBSEの危険性が大いにあることをEUから指摘されたものを、農水の方ではそれをけたような感じがあると前にも新聞報道でなされておりました。何でそういうような、EUの方で、日本で危ないというときに、それをそのままほうっておいたか。何でそのときすぐに追いかけてなかったか。結果的に、輸入されたBSEになっているかもしれない牛が、さっきの説明もあったところで、そういうふうにして国内に回った。それも可能性もある

ということ。

それと、さっき代用乳の件でいろいろ話がありましたけれども、代用乳の件で、さっき和牛はと殺されるのが早いから B S E にかかっているかいないかわからないから B S E の発生は少ないのだらうというようなことをいいました。

乳牛に関して見ると、当然牛乳は牛の乳を与えないで代用乳で賄うわけです。結果的に、配合飼料にまざってあったとすれば、14 頭のうちの全頭がホルスタインである。でも、和牛についても、10 年も 20 年も生きるような親がいる。そういうものだって発生する可能性が大いにあるわけなんです。配合飼料にまざってあったとなれば、それは可能性があるわけです。

実際のところは、14 頭のホルスタインだけに発生したということは、代用乳に関して真個性があるのではないか。さっきの中間報告の中でも、代用乳は精製度が高いからそんなことはないということで、ちょっと責任逃れのような発言をされていましたが、肉骨粉の製造は、当然大きいかまでどろどろ煮て、たんぱく質とかいろいろものを取り出すわけで、そんなに精製度が高いという、今のプリオンたんぱくを完全に精製度を高くやれるということは不可能に違いないんじゃないかということで、そこら辺の責任の追及と原因究明がまだおろそかになっているということで、どうも不満でございますので、そこら辺のところ、お願いします。

司会 ほかに手が挙がったので、お先に。

男性 B きょうはどうもありがとうございました。こういう機会がないと、なかなか秋田まで来てもらえないと思って、2～3日考えました。

実は、アメリカの牛なんですけれども、アメリカでも日本でも、草を主体にして食わせて日本向けの肉をつくっているわけですから、20 カ月齢で日本向けの肉ができるはずがないんです。それと同時に、日本は分娩とかそういう記録が非常によくいっている国です。ですから、非常に把握しやすい国である。アメリカについては、分娩したときの月齢じゃなくて、大体大きさなんです。大きさで分けて、フィードロットに入れて、集中管理をして、山盛り何頭で出してくれます。この現状をできるだけつぶさに見てください。

2～3日前、NHKのニュースで農水省の人たちが帰国されたときに、どうもそれらしい意見を述べておりました。そういう意味では、日本人の食べる肉ですので、絶対に慌てて入れることがないように、堂々と渡り合ってくださいるようにお願いします。

もう1つあります。この20カ月とか30カ月という特定はぜひやっていただきたいんで

すけれども、ここで、安易にそのような肉がもし再開された場合に、今日本には1,600万頭といわれる犬とか猫がいます。これらのほとんどのえさは、今アメリカなんです。ですから、皮や脂や骨や、これが非常に身近なところでどんどん入ってきています。これが今後自由化されると、それはもう食べられた肉ですから、そういう原料はどんどんペットフードとして、可能性じゃないです、入ってきます。ですから、このところだけは、ぜひ皆さんで、ペット業界に関して、非常に大きな力をもってやってください。

それから、農水省の方に1つお願いします。今まで、日本の場合は、1頭牛が出ますと、その牧場はほとんど全部つぶされました。今後もそういう方向でいくんでしょうか。1頭ずつ検査した段階でやるとか、そういう形が出れば、私たちは牛飼いですから、非常に助かるんですけども。今のところ、その部分が不明で、今後の物すごい不安要素があります。

よろしくお願いします。

司会 ありがとうございます。

あともう一方、手が挙がっていたかと思います。

佐藤 秋田市の佐藤といいます。

イギリスで最初にBSEの異常プリオンというか、そういうものを持った牛が出たわけですけども、それはどこから来たのか。もし、牛のスクレイピーとかそういうプリオンから来た場合には、それは既に遺伝学的に証明されているのかどうか。3つ目として、羊から牛、牛から人と来ているわけですけども、現実的には人から人への感染は起こり得るのか得ないのか、そこら辺をお聞かせいただければ。

司会 ありがとうございます。

それでは、最初に原因究明がどこまで進んでいるかという話と、代用乳について、油脂については本当は怪しいのではないかというご質問がございました。あと、対応のまずさという点があったんですけども、まず原因究明、代用乳、責任というか対応、発生した場合の対応の仕方につきまして。

あと、2番目の方が、1頭出ると牧場が大変。多分、疑似患畜、同居牛の殺処分とかそういうことだと思うんですけども、そういう点について今後どうするのか、農水省、お願いいたします。

高橋官房審議官 まず最初の方のお話がございました。80年代から90年代、ずっとお話がございました。ただ、イギリスの牛を輸入したのは1982年と87年です。これは、ま

だどこの国でも B S E 関係の対応はほとんどなかった。そういった時代の輸入であったことは 1 つご理解いただきたいと思います。

農水省としては、法律に基づく規制は平成 13 年でございますけれども、通達による飼料規制は平成 8 年から始めたわけです。実際、今発生している牛の頭数を見ても、平成 8 年前後のものが多いのですけれども、その規制は緩かったのではないかと強いご批判を受けています。そういった意味で、私どもも、その辺はきちっと 13 年にやり直していますし、今もいろんな情報提供とかそういうものについては一生懸命進めているつもりであります。

原因究明で、代用乳はどうかというお話がございました。疫学的な検討の中で、1 例目から 7 例目の中では、確かに肉骨粉の交差汚染の可能性と、共通項として確かに代用乳はあったんですけれども、それは先ほどちょっと申し上げたように、これは議論になるかもしれませんが、疫学チームの専門家の方々としては、多分精製度の高いもので、可能性は低いんだろうということ。

8 例目以降のものにつきましても、実はその代用乳は飲んでいないものもありますので、原因としてはちょっと弱いのではないかと指摘があるところであります。

それから、B S E の牛が発生すると、その牧場全体がつぶれちゃうというお話がございました。今現在、それをどうしているかといいますと、B S E の牛が発生したら、その牛が 1 歳になるまでの間に同じ農場で 1 歳になるまでの期間、同じえさを食べていた牛を、私ども疑わしい牛として追いかけていきまして、フォローして、それは現実に全部処分します。

以前はその農場にいた牛のかなりの頭数を殺しちゃうということをやっていたんです。国際的にもそうになっていたんですが、むしろ日本側の方から国際的な機関の場にやり過ぎだといった議論を出して、今現在は、牛が 1 歳になるまでの間に同じえさを食べていた同居の牛だけを、範囲を限定して追いかけていって、処分するということになっています。

一部の意見では、その処分はきついで、その牛もしばらく生かしておいて、最後に処分したときに検査すればいいじゃないかというご意見も確かにあります。ありますが、そうすると非常に危ない。ある意味では危険因子を世の中にずっと残しておくことになるので、そこはやっぱり衛生対策上非常にまずい。そこまでは、B S E の対策をやらなきゃいけないだろう。これは、ある意味では、今、国際標準になっています。その辺はひとつご理解いただきたいと思います。

司会 ありがとうございます。

あと、ペットのえさについては、どのような規制がとられているかにつきまして。

高橋官房審議官 ペットフードは、外国の方でも、肉骨粉の関係で一部ペットフードを規制している例もございます。私どもの中でも研究はしています。

ただ、これは犬、猫にBSEが感染するかどうかという話になります。規制措置まで踏み込むかどうかは、まだ私どもも研究の途中であるということでございます。

司会 ありがとうございます。

それと、もともとなぜBSEが80年代に急に出てきたのかということでございますが。

見上委員 肉骨粉を牛に与えるのは、いわゆる育種、家畜を生産する上で非常にいいことだということで、始まったのが、BSEが出る直前ではないんです。これは、イギリスを主体として、結構昔から牛にやっていたわけです。なぜ出てきたか。ちょうどオイルショックの時代と絡みまして、つくり方の温度をちょっと低くしたというか、詳しくは記憶にないんですけれども、昔読んだ記憶によりますと、オイルショックで十分な油を使えなくて、つくる過程をちょっと費用がかからないようにやった、それが原因だといわれています。

そうしたら、以前にBSEはなかったのかというと、間違いなくなかったと思います。どうしてBSEが出てきたかということ、昔、羊から肉骨粉をつくって牛に与えているうちに、牛の中でプリオンがアダプトしてBSEになったんじゃないかという説もあります。

もう1つの説は、牛で、一種の突然変異的にプリオン病になって、それが知らない間に牛の肉骨粉の中に入ってきたんじゃないか。そういう2つの考え方があります。今のところ、どちらが正しいかわからないです。

いずれにしても、この現象は1986年、初めてイギリスで見つかって、それがどうも人の病気とも関連があるというのが、1990年代の話ですけれども、そうなったと記憶しております。

司会 人から人への感染について、松本参事官、どのような対策になっているか。

松本官房参事官 イギリスでvCJDにかかった方が発病前に献血をして、その輸血を受けた方で、vCJDになったというのがあります。人の場合には、輸血から輸血しか、感染経路としてはまず考えられません。

そうすることで、当初から、そういう症例がある前から、BSEについては感染の可能性を打ち消すのはなかなか難しいところがありました。我が国においては、イギリスに6

カ月以上滞在した方については献血をご遠慮願う。それ以外のヨーロッパの国で、イギリスとかアイルランドのようにBSEの汚染が高い国に6カ月以上滞在した方については、献血をご遠慮いただきたいということで日赤の方で対応しておりますし、アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチアとか、それ以外のヨーロッパの国ですと、5年以上滞在した方については献血をご遠慮願うという形で対応している。人から人へというのは、確かに既に出たのは事実です。

司会 ありがとうございます。

中山消費者情報官補佐 遅くなりまして済みません。先ほどご質問いただいた、2点ございます。

1点目は、大変申しわけございません、訂正でございます。ちょっとお名前を聞きそびれましたが、BSEの患畜が出た場合の手当の話でございます。BSEの患畜がと畜場に搬入された牛で、と畜後に検査をされて、BSE陽性となった場合には、家畜伝染病予防法上は補償の対象とすることはできないということでございます。

それではどういうものになるかといいますと、BSEの患畜が出れば、今審議官の方が申しましたけれども、その疑似患畜がいるわけです。そちらの方も処分することになりますが、そちらの処分につきましては、疑似患畜を疑似患畜として処分することにつきましては、評価員という方、都道府県の職員、市町村の職員、農協さんなどで畜産の経験のある方から成る評価員が評価額を出しまして、その4/5について補償させていただくことになっているということでございます。大変失礼いたしました。

コン (聴取不能)

中山消費者情報官補佐 ですので、と畜場で陽性と判断された牛については、もうと畜場に健康畜として搬入されて、そこでと殺されてしまったものについては、家畜伝染病予防法という法律では補償することができないということでございます。

コン 規制されている……。

司会 後ほど、終わったときに個人的にやっていただけますか。時間をとってありますので。済みません。

中山消費者情報官補佐 一番最初に文書でいただきましたトレサの機械の普及率でございますけれども、秋田の方では、今の時点では設置されているところはさほどないということです。その理由としましては、携帯電話などで気軽に調べていただけるようになっておりますので、あえてお店側がそういうものを設置していないそうでございます。全国的

に見ても、余り積極的に設置されていることはない、今担当課の方で確認いたしたところでございます。どうも失礼いたしました。

司会 どうもありがとうございました。

時間も切迫してきてしまっているんですが、手が挙がっていますのでそちらからと、今の回答の中で、もうちょっといいたいことがある方があれば。

男性C きょうは、わかりやすい説明をありがとうございました。

まず、けさの新聞にも出ていたんですが、C型肝炎しかり、薬害エイズしかり、今回のBSEもしかり、国の後手後手の対策に怒りを禁じ得ないわけです。そうはいっても、こういう結果になってしまったものは今さら取り返しもつかないわけです。

これからのことなんですが、アメリカからの輸入なんです。最初は、まず日本の全頭検査は譲れないという形だったんですが、これからは月齢がどうのこうのと。結果的には、ダブルスタンダードになりそうだ。そういうことについて、とても納得し得る内容ではないのじゃないかというのが一消費者としての考えなんです。

今後、そのことについて、輸入再開、今の日本とアメリカの間の全体のことを考えると、牛肉のことだけをクローズアップしてしまうといかんともしがたいという状況も踏まえた上で、ただ、輸入再開についてもう少し納得できる内容でないといけないんじゃないかと思うんです。

今後は、またアメリカの圧力に負けてしまって、どんどんアメリカのいうとおりになってしまうのか、また結果的にダブルスタンダードになってしまった場合の問題のクリアはどうしていくのかということ詳しく説明してください。

司会 ありがとうございました。

それでは、今の方を最後ということで、よろしゅうございますでしょうか。

では、米国牛の輸入する上での安全性の点と、検査についてはダブルスタンダードになったのではないかという意見につきまして、松本さん、お願いできますでしょうか。

松本官房参事官 先ほどの方もおっしゃいました、アメリカの圧力に屈するなということでもありますけれども、決して屈しているとは思いません。

先ほどご説明しましたが、米国はSRMは30カ月齢以上でないと除去しないんです。それを、日本へ輸出するものについては全月齢から取り除きますと言ってきた。当然日本と同等の安全の担保を求めて、アメリカはそここのところはちゃんとのだわけです。月齢のところについては、今アメリカが一番主張してきているのは、肉質で評価できるといっ

ているんです。これについては、本当にそうなのか、専門家同士でアメリカがということが科学的に正しいのかについて、今後協議をしていくことであります。協議の材料がまだアメリカから届いてきていない状況であります。

それと、同じアメリカに屈するなという方のお話で、アメリカの状況をよく調べるようにということでありました。今後の話になりますけれども、輸入が再開されることになりましたら、本当にアメリカがいつてきたような対応をちゃんととっているのかどうかは、米国との2国間の協議で、専門官を派遣して、確認することで担保していきたいと考えております。

それと、一応21カ月以上で見直しをしていますけれども、その20カ月齢以下の部分について自治体で検査をされることでありますけれども、我々としては、21カ月齢以上の検査で安全としては、基準は1つだと考えております。20ヶ月齢以下の部分につきましては、安全という意味ではなくて、例えばブランドを守るとか、あるいは安心という観点でおやりになるということで、少し検査の意味合いが違うのではないかと考えております。ですから、基準としては、我々としては二重基準だとは考えておりません。意味合いの違う検査だと思っております。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

司会 ありがとうございます。

まだたくさんいい足りないこともあるんじゃないかと思っておりますけれども、お約束の時間も、私の不手際で過ぎてしまいました。

本日は、本当にご熱心な議論をありがとうございました。必ず東京に持ち帰ってプリオン専門調査会で議論されると思います。

最後に、管理省庁を代表いたしまして、高橋審議官から一言だけ、お願いできますでしょうか。

高橋官房審議官 長時間、どうもありがとうございました。

本日は、ほかの地域に比べますと倍ぐらいの人数でございまして、ご静聴いただきまして、しかも大変ご熱心なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

今回の対策の諮問に当たりまして、今までのリスクコミュニケーションの議論を踏まえて、これは厚生労働省の措置になりますけれども、先ほど二重基準というお話もありましたけれども、しばらく検査を続ける県に対しては補助を続ける措置もとります。これは、

リスクコミュニケーションで出たご意見を踏まえた結果であるわけです。

きょうもいろいろご意見いただきましたが、これを踏まえて、当然食品安全委員会の方でそういった意見もご参考になさるでしょうし、また私ども、厚生労働省の方でも、きょう出たご意見を今後のいろいろな検討の参考にさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(4) 閉会

司会 遅くまでおつき合いいただきまして、どうもありがとうございました。ご窮屈さまでございました。

これで、意見交換会をお開きにさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時10分 開会